

第2章 材 料

第1節 一般事項

2-1-1 適 用

工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に示す場合を除き、この仕様書に示す規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。

なお、受注者が同等以上の品質を有するものとして、海外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書を材料の品質を証明する資料とすることができる。

ただし、監督職員が承諾した材料及び設計図書に示されていない仮設材料については除くものとする。

また、設計図書に品質が示されていない場合で、かつ適切な強度、耐久性及び機能が確保される場合、「グリーン購入法」第6条の規定に基づく「環境物品等の調達推進に関する基本方針」に定める特定調達品目の優先使用について、監督職員と協議するものとする。

2-1-2 材料の見本又は資料の提出

受注者は、設計図書及び監督職員が指示する工事材料について、事前に見本又は資料を提出し、監督職員の承諾を得るものとする。

2-1-3 材料の試験及び検査

- 1 受注者は、設計図書及び監督職員の指示により検査又は試験を行うこととしている工事材料について、使用前に J I S 規格又は指示する方法により検査又は試験を行わなければならない。
- 2 受注者は、検査又は試験に合格したものであっても、使用時において監督職員が変質又は不良品と認めた材料について、再度試験等を行い合格したものを使用しなければならない。また、不良品については、速やかに取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再検査を受けなければならない。

2-1-4 材料の保管管理

受注者は、現場に搬入された材料を現場内の工事に支障をきたさない場所に整理・保管し、変質・損傷を受けないように管理しなければならない。

第2節 土

2-2-1 一般事項

工事に使用する土は、設計図書に示す場合を除き、この仕様書における関係各条項に適合したものとする。

2-2-2 盛土材料

盛土材料は、ごみ、竹木、草根、その他の腐食し易い雑物を含まないものとする。

2-2-3 土羽土

土羽土は、芝の生育及び法面維持に適したものを使用するものとする。

第3節 木 材

2-3-1 一般事項

- 1 設計図書に示す寸法表示は、製材においては仕上がり寸法とし、素材にあつては、特
に示す場合を除き末口寸法とする。
- 2 工事に使用する木材は、設計図書に示す仕様のもので、強度に影響を与える腐朽、裂
目その他の欠陥のないものとする。
- 3 木杭及び丸太は、設計図書で示す場合を除き、樹皮を剥いだ生木を使用する。

第4節 石材及び骨材

2-4-1 一般事項

工事に使用する石材及び骨材は、設計図書に示した場合を除き、この仕様書における関
係各条項に定めた規格で、強度、耐久性、じん性及び摩耗抵抗性を有し、風化、裂目等が
ないものとする。

2-4-2 間知石

J I S A 5003 石材に適合したもので、控えは四方落としとし、面はほぼ平らで方形
に近いものとする。

2-4-3 割 石

J I S A 5003 石材に適合したもので、控えは二方落としとし、面はほぼ平らで方形
に近いものとする。

2-4-4 割ぐり石

J I S A 5006 割ぐり石に適合したもので、天然石を破碎したものであつて、うす
っぺらなもの及び細長いものであつてはならない。

2-4-5 雑割石

形状は、概ねくさび形とし、うすっぺらなもの及び細長いものであつてはならない。
前面は、概ね四辺形であつて、二稜辺の平均長さが控長の2/3程度のものとする。

2-4-6 雑石（粗石、野面石）

雑石（粗石、野面石）は、天然石又は破碎石で、うすっぺらなもの及び細長いものであ
つてはならない。

2-4-7 玉 石

玉石とは、丸みをもつ天然石で径が15 cm～25 cmのものをいい、形状は概ね卵体とし、
表面が粗雑なもの、うすっぺらなもの及び細長いものであつてはならない。

2-4-8 栗 石

栗石は、玉石又は割ぐり石の20 cm以下の小さいもので、うすっぺらなもの及び細長い
ものであつてはならない。

2-4-9 その他の砂利、砂、碎石類

- 1 砂利及び碎石の粒度、形状及びごみ、どろ、有機不純物の含有量は、設計図書に示す場
合を除き、この仕様書における関係各条項に適合したものとする。

- 2 砂の粒度及びごみ、どろ、有機不純物の含有量は、設計図書に示す場合を除き、この仕様書における関係各条項に適合したものとする。
- 3 切込砂利及び切込碎石は、本条1及び2の仕様に準拠し、最大粒径等は、設計図書によるものとする。
- 4 鉄鋼スラグは、均一な材質と密度を持ち、どろ、有機不純物等の含有量は、使用目的に応じたものとしなければならない。

2-4-10 コンクリート用骨材

- 1 設計図書に示す場合を除き、次の規格に適合したもの及びコンクリート標準示方書（（公社）土木学会）によるもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。
 - (1) J I S A 5005 （コンクリート用碎石及び砕砂）
 - (2) J I S A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材（高炉スラグ骨材））
 - (3) J I S A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材
（フェロニッケルスラグ骨材））
 - (4) J I S A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材（銅スラグ骨材））
 - (5) J I S A 5015 （道路用鉄鋼スラグ）
 - (6) J I S A 5021 （コンクリート用再生骨材H）
 - (7) J I S A 5308 （レディミクストコンクリート）附属書 JA（レディミクストコンクリート用骨材）
- 2 骨材の粒度、有害物含有量、耐久性については、J I S規格等によるものとする。
- 3 細骨材及び粗骨材は、大小粒が適度に混合しているものとする。

2-4-11 アスファルト舗装用骨材等

- 1 アスファルト舗装用骨材は、J I S A 5001 道路用碎石に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。
砂利を使用する場合は、設計図書によるものとする。
- 2 碎石の耐久性、有害物含有量等は、J I S規格等によるものとする。
- 3 碎石の粒度は、設計図書に示す場合を除き、舗装施工便覧（（公社）日本道路協会）によるものとし、表 2-4-1 の規格に適合したものとする。

表 2-4-1 碎石の粒度

ふるい目の開き 粒度範囲(mm) 呼び名			ふるいを通るものの質量百分率													
			106 mm	75 mm	63 mm	53 mm	37.5 mm	31.5 mm	26.5 mm	19 mm	13.2 mm	4.75 mm	2.36 mm	1.18 mm	425 μ m	75 μ m
単 粒 度 砕 石	S-80 (1号)	80～ 60	100	85 ～ 100	0 ～ 15											
	S-60 (2号)	60～ 40		100	85 ～ 100	—	0 ～ 15									
	S-40 (3号)	40～ 30				100	85 ～ 100	0 ～ 15								
	S-30 (4号)	30～ 20					100	85 ～ 100	—	0 ～ 15						
	S-20 (5号)	20～ 13							100	85 ～ 100	0 ～ 15					
	S-13 (6号)	13～ 5								100	85 ～ 100	0 ～ 15				
	S-5 (7号)	5 ～ 2.5									100	85 ～ 100	0 ～ 25	0 ～ 5		
粒 度 調 整 砕 石	M-40	40～ 0				100	95 ～ 100	—	—	60 ～ 90	—	30 ～ 65	20 ～ 50	—	10 ～ 30	2 ～ 10
	M-30	30～ 0					100	95 ～ 100	—	60 ～ 90	—	30 ～ 65	20 ～ 50	—	10 ～ 30	2 ～ 10
	M-25	25～ 0						100	95 ～ 100	—	55 ～ 85	30 ～ 65	20 ～ 50	—	10 ～ 30	2 ～ 10
ク ラ ツ シ ヤ ラン	C-40	40～ 0				100	95 ～ 100	—	—	50 ～ 80	—	15 ～ 40	5 ～ 25			
	C-30	30～ 0					100	95 ～ 100	—	55 ～ 85	—	15 ～ 45	5 ～ 30			
	C-20	20～ 0							100	95 ～ 100	60 ～ 90	20 ～ 50	10 ～ 35			

注1) 呼び名別粒度の規定に適合しない粒度の碎石であっても、他の碎石、砂、石粉等と合成したときの粒度が、所要の混合物の骨材粒度に適合すれば使用することができる。

注2) 花崗岩や頁岩などの碎石で、加熱によってすりへり減量が特に大きくなったり破壊したりするものは表層に用いてはならない。

4 再生碎石

再生碎石の粒度は、表 2-4-2 の規格に適合したものとする。

表 2-4-2 再生碎石の粒度

粒径範囲 (呼び名)		40～0 (R C－40)	30～0 (R C－30)	20～0 (R C－20)
通過質量百分率%	ふるい目の開き			
	53 mm	100		
	37.5 "	95～100	100	
	31.5 "	—	95～100	
	26.5 "	—	—	100
	19 "	50～80	55～85	95～100
	13.2 "	—	—	60～90
	4.75 "	15～40	15～45	20～50
	2.36 "	5～25	5～30	10～35

注) 再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含んだ解砕されたままの見かけの骨材粒度を使用する。

5 再生粒度調整碎石

再生粒度調整砕石の粒度は、表 2-4-3 の規格に適合したものとする。

表 2-4-3 再生粒度調整砕石の粒度

粒径範囲 (呼び名)		40～0 (R M－40)	30～0 (R M－30)	25～0 (R M－25)
通過質量百分率%	53 mm	100		
	37.5 "	95～100	100	
	31.5 "	—	95～100	100
	26.5 "	—	—	95～100
	19 "	60～90	60～90	—
	13.2 "	—	—	55～85
	4.75 "	30～65	30～65	30～65
	2.36 "	20～50	20～50	20～50
	425 μ m	10～30	10～30	10～30
	75 "	2～10	2～10	2～10

注) 再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含んだ解砕されたまの見た目の骨材
粒度を使用する。

6 鉄鋼スラグ

路盤材に用いる鉄鋼スラグの粒度及び材質は、J I S A 5015 道路用鉄鋼スラグ及び舗装施工便覧によるものとする。

7 アスファルト用再生骨材

再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質は、設計図書に示す場合を除き舗装再生便覧（（公社）日本道路協会）によるものとし、表 2-4-4 の規格に適合したものとする。

表 2-4-4 アスファルトコンクリート再生骨材の品質

項 目 名 称	旧アスファルト 含有量〈%〉	旧アスファルトの 針入度 〈25℃〉 1/10mm	骨材の微粒分量試 験で 75 μ mを通過 する量〈%〉
規格値	3.8 以上	20 以上	5 以下

注1) アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いる舗装用石油アスファルトを新アスファルトと称する。

注2) 各項目の数値は、不特定のアスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルト含有量のバラツキや路盤発生材の過度な混入を避けることを配慮し、さらに実績を加味して定めたものである。

注3) アスファルトコンクリート再生骨材は、通常 20～13 mm、13～5 mm、5～0 mm の3種類の粒度や 20～13 mm、13～0 mmの2種類の粒度にふり分けられている場合が多い。

各項目に示される各規格は、13～0 mmの粒度区分のものに適用する。

注4) アスファルトコンクリート再生骨材の 13 mm以下が2種類にふり分けられている場合には、再生骨材の製造時における各粒度区分の比率に応じて合成した試料で試験するか、別々に試験して合成比率に応じて計算により 13～0 mm相当分を求めてもよい。また、13～0 mmあるいは 13～5 mm、5～0 mm以外でふり分けられている場合には、ふるい分け前の全試料から 13～0 mmをふるい取ってこれを対象に試験を行う。

注5) アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルト含有量及び 75 μ mを通過する量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。

注6) 骨材の微粒分量試験は JIS A 1103 により、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の 75 μ mふるいにとどまるものと、水洗後の 75 μ mふるいにとどまるものを気乾もしくは 60℃以下の乾燥炉で乾燥し、その質量差から求める（旧アスファルトはアスファルトコンクリート再生骨材の質量に含まれるが、75 μ mふるい通過分に含まれる旧アスファルトは微量なので、骨材の微粒分量試験で失われる量の一部として扱う）。

注7) アスファルト混合物層の切削材は、その品質が各項目に適合する物であれば、再生過熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がバラツキやすいので他のアスファルトコンクリート再生骨材と調整して使用することが望ましい。

8 砂

砂は、天然砂、人工砂、スクリーニングス（碎石ダスト）等を用い、混合物に適した粒度で、アスファルト混合物に有害となる不純物を含んではならない。

スクリーニングスの粒度は、舗装施工便覧によるものとする。

9 フィラー

(1) フィラー材

フィラー材は、契約図書に特段の定めがない限り、石灰岩やその他の岩石を粉砕した

石粉、消石灰、セメント、回収ダスト及びフライアッシュを用いる。

(2) 石粉

石灰岩を粉砕した石粉の水分量は1%以下のものを使用する。

(3) その他のフィラー

1) 消石灰及びセメントを剥離防止のためにフィラーとして使用する場合は、舗装施工便覧によるものとする。

2) 回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲等の性状は、舗装施工便覧によるものとする。

10 安定材

(1) 瀝青材料

瀝青安定処理に使用する瀝青材料の品質は、舗装施工便覧に規定する舗装用石油アスファルト及びJIS K 2208 石油アスファルト乳剤に適合したものとする。

(2) セメント

セメント安定処理に使用するセメントは、設計図書で示す場合を除き、原則としてJIS R 5211 高炉セメントを使用するものとし、施工上の都合からやむを得ず他のセメントを使用する場合、監督職員と協議するものとする。

(3) 石 灰

石灰安定処理に使用する石灰の品質は、JIS R 9001 工業用石灰の規格に適合したものとする。

第5節 鋼 材

2-5-1 一般事項

- 1 工事に使用する鋼材は、設計図書に示す形状、寸法及び品質を有しているもので、錆、腐食等変質したものであってはならない。
- 2 受注者は、鋼材をちり、ほこり、ごみや油類等で汚損しないようにするとともに、防食しなければならない。

2-5-2 鋼 材

鋼材は、次の規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。

1 構造用圧延鋼材

- | | |
|---|------------|
| (1) JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材) | 記号 SS |
| (2) JIS G 3106 (溶接構造用圧延鋼材) | 記号 SM |
| (3) JIS G 3112 (鉄筋コンクリート用棒鋼) | 記号 SR、SD |
| (4) JIS G 3114 (溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材) | 記号 SMA |
| (5) JIS G 3117 (鉄筋コンクリート用再生棒鋼) | 記号 SRR、SDR |
| (6) JIS G 3123 (みがき棒鋼) | 記号 SGD |
| (7) JIS G 3140 (橋梁用高降伏点鋼板) | 記号 SBHS |
| (8) JIS G 3191 (熱間圧延棒鋼とバーインコイルの形状、寸法及び質量並びにその許容差) | |

- (9) J I S G 3192 (熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量及びその許容差)
- (10) J I S G 3193 (熱間圧延鋼板及び鋼帯の形状、寸法、質量及びその許容差)
- (11) J I S G 3194 (熱間圧延平鋼の形状、寸法、質量及びその許容差)
- (12) J I S G 4051 (機械構造用炭素鋼鋼材) 記号 S - C
- (13) J I S G 4052 (焼入性を保証した構造用鋼鋼材 (H鋼))
記号 S M n、S C r、S C M
S N C M

2 軽量形鋼

- (1) J I S G 3350 (一般構造用軽量形鋼) 記号 S S C

3 鋼 管

- (1) J I S G 3443-1 (水輸送用塗覆装鋼管—第1部：直管) 記号 S T W
- (2) J I S G 3443-2 (水輸送用塗覆装鋼管—第2部：異形管) 記号 F
- (3) J I S G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管) 記号 S T K
- (4) J I S G 3445 (機械構造用炭素鋼鋼管) 記号 S T K M
- (5) J I S G 3452 (配管用炭素鋼鋼管) 記号 S G P
- (6) J I S G 3454 (圧力配管用炭素鋼鋼管) 記号 S T P G
- (7) J I S G 3455 (高圧配管用炭素鋼鋼管) 記号 S T S
- (8) J I S G 3457 (配管用アーク溶接炭素鋼鋼管) 記号 S T P Y
- (9) J I S G 3459 (配管用ステンレス鋼鋼管) 記号 S U S - T P
- (10) J I S G 3466 (一般構造用角形鋼管) 記号 S T K R
- (11) W S P A-101-2009 (農業用プラスチック被覆鋼管) 記号 S T W

4 鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品

- (1) J I S G 3201 (炭素鋼鍛鋼品) 記号 S F
- (2) J I S G 4051 (機械構造用炭素鋼鋼材) 記号 S 10 C ~ S 58 C
S 09 C K ~ S 20 C K
- (3) J I S G 5101 (炭素鋼鋳鋼品) 記号 S C
- (4) J I S G 5102 (溶接構造用鋳鋼品) 記号 S C W
- (5) J I S G 5111 (構造用高張力炭素鋼及び低合金鋼鋳鋼品)
記号 S C C、S C M n、S C S i M n
S C M n C r、S C M n M、S C C r M
S C M n C r M、S C N C r M
- (6) J I S G 5121 (ステンレス鋼鋳鋼品) 記号 S C S
- (7) J I S G 5501 (ねずみ鋳鉄品) 記号 F C
- (8) J I S G 5502 (球状黒鉛鋳鉄品) 記号 F C D
- (9) J I S G 5526 (ダクタイル鋳鉄管) 記号 D 1 ~ 4、D S、D P F
- (10) J I S G 5527 (ダクタイル鋳鉄異形管) 記号 D F
- (11) J D P A G 1027 (農業用水用ダクタイル鋳鉄管) 記号 D A ~ D D
- (12) J D P A G 1029 (推進工法用ダクタイル鋳鉄管) 記号 D 1 ~ D 5、D P F
- (13) J D P A G 1042 (N S形ダクタイル鋳鉄管) 記号 D 1、D 2、D S

- (14) J D P A G 1046 (P N形ダクティル铸铁管) 記号 D 1 ~ D 4
- (15) J D P A G 1053-2020 (A L W形ダクティル铸铁管) 記号 A L 1、A L 2、A W
- 5 ボルト用鋼材
- (1) J I S B 1180 (六角ボルト)
- (2) J I S B 1181 (六角ナット)
- (3) J I S B 1186 (摩擦接合用高力六角ボルト、六角ナット、平座金のセット)
- (4) J I S B 1256 (平座金)
- (5) J I S B 1198 (頭付きスタッド)
- (6) J I S M 2506 (ロックボルト及びその構成部品)
- (7) J I S G 5502 (球状黒鉛铸铁品) 記号 F C D
- (8) 摩擦接合用トルシア形高力ボルト・六角ナット・平座金のセット
((公社) 日本道路協会)
- (9) 支圧接合用打込み式高力ボルト、六角ナット、
平座金暫定規格 ((社) 日本道路協会 1971)

2-5-3 溶接材料

溶接材料は、次の規格に適合したもので、かつ、母材に適合する品質を有するものでなければならない。

- (1) J I S Z 3201 (軟鋼用ガス溶加棒) 記号 G A、G B
- (2) J I S Z 3211 (軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用被覆アーク溶接棒)
記号 E
- (3) J I S Z 3214 (耐候性鋼用被覆アーク溶接棒) 記号 D A
- (4) J I S Z 3221 (ステンレス鋼被覆アーク溶接棒) 記号 E S
- (5) J I S Z 3251 (硬化肉盛用被覆アーク溶接棒) 記号 D F
- (6) J I S Z 3312 (軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用マグ溶接
及びミグ溶接ソリッドワイヤ) 記号 Y G W
- (7) J I S Z 3313 (軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用アーク溶接
フラックス入りワイヤ) 記号 T
- (8) J I S Z 3315 (耐候性鋼用のマグ溶接及びミグ溶接用ソリッドワイヤ)
記号 Y G A
- (9) J I S Z 3316 (軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用ティグ溶接溶加棒
及びソリッドワイヤ) 記号 Y G T
- (10) J I S Z 3320 (耐候性鋼用アーク溶接フラックス入りワイヤ)
記号 Y F A
- (11) J I S Z 3321 (溶接用ステンレス鋼溶加棒、ソリッドワイヤ及び鋼帯)
記号 Y S、B S
- (12) J I S Z 3323 (ステンレス鋼アーク溶接フラックス入りワイヤ及び溶加棒)
記号 T S
- (13) J I S Z 3351 (炭素鋼及び低合金鋼用サブマージアーク溶接ソリッドワイヤ)
記号 Y S

- (14) J I S Z 3352 (サブマージアーク溶接及びエレクトロスラグ溶接用フラックス)

記号 S F、S A、S M

2-5-4 線材及び線材二次製品

線材等は、次の規格に適合したものとする。

- | | |
|-------------------------------------|---|
| (1) J I S G 3109 (P C 鋼棒) | 記号 S B P R、S B P D |
| (2) J I S G 3502 (ピアノ線材) | 記号 S W R S |
| (3) J I S G 3506 (硬鋼線材) | 記号 S W R H |
| (4) J I S G 3522 (ピアノ線) | 記号 S W P |
| (5) J I S G 3525 (ワイヤロープ) | |
| (6) J I S G 3532 (鉄線) | 記号 S W M |
| (7) J I S G 3533 (バーブドワイヤ) | 記号 B W G S |
| (8) J I S G 3536 (P C 鋼線及びP C 鋼より線) | 記号 S W P R、S W P D |
| (9) J I S G 3537 (亜鉛めっき鋼より線) | |
| (10) J I S G 3538 (P C 硬鋼線) | 記号 S W C R、S W C D |
| (11) J I S G 3540 (操作用ワイヤロープ) | |
| (12) J I S G 3543 (合成樹脂被覆鉄線) | 記号 S W M V、S W M E |
| (13) J I S G 3551 (溶接金網及び鉄筋格子) | 記号 W F P、W E P-D
W F C、W F C-D
W F R、E F R-D
W F I、W F I-D |
| (14) J I S G 3552 (ひし形金網) | 記号 Z-G S、Z-G H
C-G S、C-G H
V-G S、V-G H
E-G S、E-G H |
| (15) J I S A 5504 (ワイヤラス) | |
| (16) J I S A 5505 (メタルラス) | |

2-5-5 鋼材二次製品

鋼材二次製品については、次の規格に適合したものとする。

1 鋼管杭

- | | |
|-------------------------|----------|
| (1) J I S A 5525 (鋼管ぐい) | 記号 S K K |
|-------------------------|----------|

2 H形鋼杭

- | | |
|--------------------------|----------|
| (1) J I S A 5526 (H形鋼ぐい) | 記号 S H K |
|--------------------------|----------|

3 鋼矢板

- | | |
|-------------------------------|----------|
| (1) J I S A 5528 (熱間圧延鋼矢板) | 記号 S Y |
| (2) J I S A 5523 (溶接用熱間圧延鋼矢板) | 記号 S Y W |

4 鋼管矢板

- | | |
|-------------------------|----------|
| (1) J I S A 5530 (鋼管矢板) | 記号 S K Y |
|-------------------------|----------|

5 鋼製支保工

- | | |
|-------------------------------|----------|
| (1) J I S G 3101 (一般構造用圧延鋼材) | 記号 S S |
| (2) J I S G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管) | 記号 S T K |

6 バルブ類

- (1) J I S B 2062 (水道用仕切弁)
- (2) J WWA B 120 (水道用ソフトシール仕切弁)
- (3) J WWA B 122 (水道用ダクティル鑄鉄仕切弁)
- (4) J WWA B 137 (水道用急速空気弁)
- (5) J WWA B 138 (水道用バタフライ弁)

7 コルゲートパイプ

- (1) J I S G 3471 (コルゲートパイプ) 記号 S C P

2-5-6 鉄線じゃかご

鉄線じゃかごの規格及び品質は、以下の規格に準ずるものとする。亜鉛アルミニウム合金めっき鉄線を使用する場合は、アルミニウム含有率 10%、めっき膜厚 $42\mu\text{m}$ 以上のめっき鉄線を使用するものとする。

- (1) J I S A 5513 (じゃかご)

2-5-7 ガードレール等

ガードレール等については、次の規格に適合したものとする。

1 ガードレール

- (1) ビーム (袖ビーム含む)
 - ア J I S G 3101 (一般構造用圧延鋼材)
- (2) 支 柱
 - ア J I S G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管)
- (3) ブラケット
 - ア J I S G 3101 (一般構造用圧延鋼材)
- (4) ボルトナット
 - ア J I S B 1180 (六角ボルト)
 - イ J I S B 1181 (六角ナット)

ブラケット取付け用ボルト (ねじの呼びM20) は強度区分 4.6 とし、ビーム継手用及び取付け用ボルト (ねじの呼びM16) は強度区分 6.8 とするものとする。

2 ガードケーブル

- (1) ケーブル
 - ア J I S G 3525 (ワイヤーロープ)

ケーブルの径は 18mm、構造は $3 \times 7 \text{ G} / 0$ とする。なお、ケーブル 1 本当たりの破断強度は 160 k N以上の強さを持つものとする。
- (2) 支 柱
 - ア J I S G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管)
- (3) ブラケット
 - ア J I S G 3101 (一般構造用圧延鋼材)
- (4) 索端金具

ソケットはケーブルと調整ねじを取付けた状態において、ケーブル 1 本当たりの破断強度以上の強さを持つものとする。

(5) 調整ねじ

強度は、ケーブルの破断強度以上の強さを持つものとする。

(6) ボルトナット

ア J I S B 1180 (六角ボルト)

イ J I S B 1181 (六角ナット)

ブラケット取付け用ボルト (ねじの呼びM12) 及びケーブル取付け用ボルト (ねじの呼びM10) は、ともに強度区分 4.6 とするものとする。

3 ガードパイプ

(1) パイプ

ア J I S G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管)

(2) 支 柱

ア J I S G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管)

(3) ブラケット

ア J I S G 3101 (一般構造用圧延鋼材)

(4) 継 手

ア J I S G 3101 (一般構造用圧延鋼材)

イ J I S G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管)

(5) ボルトナット

ア J I S B 1180 (六角ボルト)

イ J I S B 1181 (六角ナット)

ブラケット取付け用ボルト (ねじの呼びM16) は強度区分 4.6 とし、継手用ボルト (ねじの呼びM16 [種別Ap] M14 [種別Bp 及びCp]) は強度区分 6.8 とするものとする。

第6節 セメント及びセメント混和材料

2-6-1 一般事項

セメントは、設計図書で示す場合を除き、原則として高炉セメントB種を使用するものとする。なお、特殊コンクリートに使用するセメントは、設計図書で示す場合を除き、コンクリート標準示方書・施工編 ((公社) 土木学会) によるものとする。

また、施工上の都合からやむを得ず他のセメントを使用する場合は、監督職員と協議しなければならない。

2-6-2 セメント

セメントについては、表 2-6-1 の J I S に適合したものとする。

表 2-6-1 セメントの種類 (J I S)

JIS 記号	種 類	摘 要
R 5210	(1) 普通ポルトランドセメント (2) 普通ポルトランドセメント(低アルカリ形) (3) 早強ポルトランドセメント (4) 早強ポルトランドセメント(低アルカリ形) (5) 超早強ポルトランドセメント (6) 超早強ポルトランドセメント (低アルカリ形) (7) 中庸熱ポルトランドセメント (8) 中庸熱ポルトランドセメント (低アルカリ形) (9) 耐硫酸塩ポルトランドセメント (10) 耐硫酸塩ポルトランドセメント (低アルカリ形) (11) 低熱ポルトランドセメント (12) 低熱ポルトランドセメント (低アルカリ形)	低アルカリ形はいずれの種類も全アルカリ量 0.6%以下
R 5211	(1) 高炉セメントA種 (2) 高炉セメントB種 (3) 高炉セメントC種	高炉スラグの分量 (質量%) 5 を超え 30 以下 30 を超え 60 以下 60 を超え 70 以下
R 5212	(1) シリカセメントA種 (2) シリカセメントB種 (3) シリカセメントC種	シリカ質混合材の分量 (質量%) 5 を超え 10 以下 10 を超え 20 以下 20 を超え 30 以下
R 5213	(1) フライアッシュセメントA種 (2) フライアッシュセメントB種 (3) フライアッシュセメントC種	フライアッシュの分量 (質量%) 5 を超え 10 以下 10 を超え 20 以下 20 を超え 30 以下
R 5214	(1) 普通エコセメント (2) 速硬エコセメント	塩化物イオン量 (質量%) 0.1 以下 0.5 以上 1.5 以下

2-6-3 混和材料

- 1 混和材として用いるフライアッシュは、J I S A 6201 に適合したものとする。
- 2 混和材として用いるコンクリート用膨張材は、J I S A 6202 に適合したものとする。
- 3 混和剤として用いるAE剤、減水剤、AE減水剤、高性能AE減水剤、高性能減水剤、流動化剤及び硬化促進剤は、J I S A 6204 に適合したものとする。
- 4 混和剤として用いる鉄筋コンクリート用防せい剤は、J I S A 6205 に適合したものとする。
- 5 混和材として用いるコンクリート用高炉スラグ微粉末は、J I S A 6206 に適合したものとする。

- 6 混和剤として用いる流動化剤は、コンクリート用流動化剤品質規格（（公社）土木学会）の規格に適合したものとする。
- 7 急結剤は、吹付けコンクリート用急結剤品質規格（（公社）土木学会）の規格に適合したものとする。
- 8 その他の混和材料は、設計図書によるほか、使用前に監督職員に承諾を得るものとする。

2-6-4 コンクリート用水

コンクリート用水は、油、酸、塩類、有機不純物、懸濁物等コンクリート及び鋼材の品質に悪影響を及ぼす物質を含んではならない。

第7節 プレキャストコンクリート製品

2-7-1 一般事項

- 1 プレキャストコンクリート製品は、有害なひび割れ、損傷等の欠点のないものとし、この種類、形状、寸法、強度等は、設計図書によるものとする。
 - 2 製品には、原則として、製造工場名又はその略号呼名等を示す。
 - 3 プレキャストコンクリート製品は第1編3-7-9アルカリ骨材反応抑制対策（1）から（3）のうち、いずれの対策を講じるかを監督職員に報告するものとする。
- ただし、対策を講じる前に製造された製品は、受注者が立会い使用した骨材を採取し試験を行い、結果を報告するものとする。

2-7-2 プレキャストコンクリート製品

プレキャストコンクリート製品は、次の規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。

- （1）J I S A 5361（プレキャストコンクリート製品－種類、製品の呼び方及び表示の通則）
- （2）J I S A 5362（プレキャストコンクリート製品－要求性能とその照査方法）
- （3）J I S A 5363（プレキャストコンクリート製品－性能試験方法通則）
- （4）J I S A 5364（プレキャストコンクリート製品－材料及び製造方法の通則）
- （5）J I S A 5365（プレキャストコンクリート製品－検査方法通則）
- （6）J I S A 5371（プレキャスト無筋コンクリート製品）
- （7）J I S A 5372（プレキャスト鉄筋コンクリート製品）
- （8）J I S A 5373（プレキャストプレストレストコンクリート製品）
- （9）J I S A 5406（建築用コンクリートブロック）
- （10）J I S A 5409（鉄筋コンクリート組立塀構成材）
- （11）J I S A 5416（軽量気泡コンクリートパネル（ALCパネル））
- （12）J I S A 5506（下水道用マンホールふた）
- （13）鉄筋コンクリートフリューム規格 （一社）農業土木事業協会
- （14）ボックスカルバート 全国ボックスカルバート協会

第8節 瀝青材料

2-8-1 一般事項

工事に使用する瀝青材料は、設計図書に示すもので、J I S 規格及び舗装施工便覧の規格に適合したものとする。

2-8-2 品 質

工事に使用する瀝青材料の品質の標準は、舗装施工便覧によるものとし、それに規定されていないものについては、設計図書によるものとする。

2-8-3 その他の瀝青材料

その他の瀝青材料は、次の規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。

- (1) J I S A 6005 (アスファルトルーフィングフェルト)
- (2) J I S K 2439 (クレオソート油、加工タール、タールピッチ)

2-8-4 再生用添加剤

再生用添加剤の品質は、労働安全衛生施行令に規定されている特定化学物質を含まないものとし、使用用途、資材別に次表の規格に適合するものとする。

表 2-8-1 再生用添加剤の品質（エマルジョン系）

項 目		単 位	規格値	試験方法
粘 度 (25℃)		SFS	15～85	舗装調査・試験法便覧 A072
蒸 発 残 留 分		%	60 以上	〃 A079
蒸 発 残 留 物	引 火 点 (COC)	℃	200 以上	〃 A045
	粘 度 (60℃)	mm ² /s	50～300	〃 A051
	薄膜加熱後の粘度比 (60℃)		2 以下	〃 A046
	薄膜加熱質量変化率	%	6.0 以下	〃 A046

表 2-8-2 再生用添加剤の品質（オイル系）

項 目	単 位	規格値	試験方法
引 火 点 (COC)	℃	200 以上	舗装調査・試験法便覧 A045
粘 度 (60℃)	mm ² /s	50～300	〃 A051
薄膜加熱後の粘度比 (60℃)		2 以下	〃 A046
薄膜加熱質量変化率	%	6.0 以下	〃 A046

表 2-8-3 再生用添加時の標準的性状

項 目	標準的性状
動 粘 度 (60℃) mm ² /s	80～1,000
引 火 点 ℃	250 以上
薄膜加熱後の粘度比 (60℃)	2 以下
薄膜加熱質量変化率 %	±3 以内

第9節 合成樹脂製品等

2-9-1 一般事項

1 合成樹脂によるパイプ等の製品は、次の規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。

- (1) J I S K 6741 (硬質ポリ塩化ビニル管)
- (2) J I S K 6742 (水道用硬質ポリ塩化ビニル管)
- (3) J I S K 6743 (水道用硬質ポリ塩化ビニル管継手)
- (4) J I S K 6745 (プラスチック硬質ポリ塩化ビニル板)
- (5) J I S K 6761 (一般用ポリエチレン管)
- (6) J I S K 6762 (水道用ポリエチレン二層管)
- (7) J I S K 9797 (リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管)
- (8) J I S K 9798 (リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管)
- (9) J I S A 5350 (強化プラスチック複合管)
- (10) J W W A K 129 (水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管)
- (11) J W W A K 130 (水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管継手)
- (12) F R P M K 111 (強化プラスチック複合管内圧管)
- (13) F R P M K 111 L (強化プラスチック複合管内挿用内圧管)

第10節 芝及びそだ

2-10-1 一般事項

工事に使用する芝、そだについては、品質、形状、寸法等が設計図書に示すものとする。

2-10-2 芝

1 芝は成育が良く緊密な根茎を有し、茎葉の萎縮、徒長、むれ、病虫害等のないものとする。なお、受注者は、切取り後速やかに運搬するものとし、乾燥、むれ、傷み、土くずれのないものとしなければならない。

2 人工芝の種類及び品質は、設計図書によるものとする。

2-10-3 そだ

そだに用いる材料は、設計図書に示す用途に適合した形のもので、堅固でじん性に富むかん木でなければならない。

第11節 目地及び止水材料

2-11-1 一般事項

注入目地材、伸縮継目に使用する目地材及び止水板の品質は、その目的に適合したものとし、その形状、寸法等は、設計図書によるものとする。

2-11-2 注入目地材

- 1 注入目地材は、コンクリート版の膨張、収縮に順応し、コンクリートによく付着し、ひび割れが入らないものとする。
- 2 水に溶けず、また水密性のものとする。
- 3 高温時に流れ出ず、低温時にも衝撃に耐え、土砂等異物の侵入を防げ、かつ耐久的なものとする。
- 4 加熱施工式のものは、加熱したときに分離しないものとする。

2-11-3 目地材

伸縮継目に使用する目地材の規格、材質は、設計図書によるものとし、コンクリートの膨張収縮に順応するものとする。

2-11-4 止水板

- 1 塩化ビニル樹脂製の止水板は、J I S K 6773 に適合したものとする。
- 2 ゴム製止水板を使用する場合の規格等は、設計図書によるものとする。

第12節 塗 料

2-12-1 一般事項

- 1 塗料は、J I S 規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。
また、希釈剤は塗料と同一製造者の製品を使用するものとする。
- 2 塗料は、工場調合したものを用いなければならない。

2-12-2 区画線

区画線の品質は、次の規格に適合したものとする。

J I S K 5665 (路面標示用塗料)

2-12-3 鋼管塗装

鋼管の塗装仕様は、次の規格に適合したものとする。

- 1 直管、異形管部
W S P A-101 (農業用プラスチック被覆鋼管)
内 面 J I S G 3443-4
(水輸送用塗覆装鋼管―第4部：内面エポキシ樹脂塗装)
外 面 J I S G 3443-3
(水輸送用塗覆装鋼管―第3部：長寿命形外面プラスチック被覆)
- 2 継手部
内 面 J W W A K 135 (水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装方法)
外 面 W S P 012 (長寿命形水道用ジョイントコート)
J W W A K 153 (水道用ジョイントコート)

2-12-4 ダクタイル鋳鉄管塗装

ダクタイル鋳鉄管の塗装仕様は、次の規格に適合したものとする。

- 1 直管部
内 面 J I S A 5314 (ダクタイル鋳鉄管モルタルライニング)
J I S G 5528 (エポキシ樹脂粉体塗料)
J W W A K 135 (液状エポキシ樹脂塗料)
J W W A K 137 (無溶剤形エポキシ樹脂塗料)

外 面 J W W A K 139 (水道用ダクトイル鑄鉄管合成樹脂塗料)
 J D P A Z 2010 (ダクトイル鑄鉄管合成樹脂塗装)
 J W W A G 113 (水道用ダクトイル鑄鉄管)

2 異形管部

内 面 J W W A K 139 (水道用ダクトイル鑄鉄管合成樹脂塗料)
 J D P A Z 2010 (ダクトイル鑄鉄管合成樹脂塗装)
 J W W A G 114 (水道用ダクトイル鑄鉄異形管)
 J I S G 5528 (エポキシ樹脂粉体塗料)
 J W W A K 135 (液状エポキシ樹脂塗料)
 J W W A K 137 (無溶剤形エポキシ樹脂塗料)

外 面 J W W A K 139 (水道用ダクトイル鑄鉄管合成樹脂塗料)
 J D P A Z 2010 (ダクトイル鑄鉄管合成樹脂塗装)
 J W W A G 114 (水道用ダクトイル鑄鉄異形管)

3 継手部

J W W A K 139 (水道用ダクトイル鑄鉄管合成樹脂塗料)
 J D P A Z 2010 (ダクトイル鑄鉄管合成樹脂塗装)
 J W W A G 114 (水道用ダクトイル鑄鉄異形管)
 J I S G 5528 (エポキシ樹脂粉体塗料)
 J W W A K 135 (液状エポキシ樹脂塗料)
 J W W A K 137 (無溶剤形エポキシ樹脂塗料)

